

新宿区工事受注希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）が発注する工事に入札参加を希望する者で、入札参加資格要件を満たしているものについては、原則としてその意向を尊重した指名を行う「工事受注希望型指名競争入札制度」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事受注希望型指名競争入札の対象は、予定価格が130万円を超え1000万円以下の工事とする。ただし、総務部契約管財課長（以下「契約管財課長」という。）が工事受注希望型指名競争入札の対象とする必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象工事の公表)

第3条 前条に規定する対象工事（以下「対象工事」という。）を発注する場合は、新宿区契約事務規則（昭和39年新宿区規則第15号。以下「規則」という。）第2条第8号に規定する電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）により、原則として月曜日（当該日が新宿区の休日定める条例（平成元年新宿区条例第1号）第1条第1項に規定する区の休日（以下「休日」という。）である場合は、当該日の直前の休日でない日。次項において同じ。）に、当該発注に係る事項を公表する。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事を規則第2条第9号に規定する電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）としない場合は、原則として月曜日に、工事発注票を総務部契約管財課（以下「契約管財課」という。）の掲示板に掲示し、及び区のホームページ又は電子調達サービスに当該工事発注票に係る事項を掲載する。

(入札の参加)

第4条 工事受注希望型指名競争入札の参加は、電子調達サービスによりその手続を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事を電子入札案件としない場合は、工事発注票に定める手続により、工事受注希望型指名競争入札の参加を行うものとする。

(入札参加資格要件)

第5条 工事受注希望型指名競争入札の参加資格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたこと、手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所に

よる取引停止処分があったこと等をいう。以下同じ。) がないこと。ただし、区が経営不振の状態を脱したと認めるときは、この限りでない。

- (3) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日付け13新総財第550号）に定める指名停止等の措置を受けていないこと及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する等入札に参加することが不相当と認められる事由がないこと。
- (4) 区の建設工事等競争入札参加資格を有していること。
- (5) 区の建設工事等競争入札参加資格を有している本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）が区の区域内にあること。ただし、対象工事の特殊性、専門性、規模等を勘案して特に認めるものについては、この限りでない。
- (6) 対象工事に対応する資格を有する技術者を施工現場に配置できること。
- (7) その他対象工事ごとに区が定める資格を有すること。

（入札参加予定者数）

第6条 前条第7号の規定により資格を定める場合は、工事受注希望型指名競争入札の参加資格要件を有するものがおおむね30者から60者までになるように配慮するものとする。

（予定価格の公表）

第7条 工事受注希望型指名競争入札の予定価格は、事前に公表することができる。

（入札参加業者の決定）

第8条 第4条に規定する入札への参加があった場合は、第5条に規定する参加資格要件を審査し、第4条第1項の手続によるものについてはその結果を電子調達サービスに登録し、第4条第2項の手続によるものについてはその結果を工事発注票に定める方法により入札の参加者に通知する。

（質疑応答）

第9条 工事受注希望型指名競争入札に係る質疑応答は、ファクシミリその他の方法により当該対象工事を主管する部署が行うものとする。

（設計図書等の取得）

第10条 工事受注希望型指名競争入札に係る設計図書等は、電子調達サービスにより公表する方法又は工事発注票において指定する方法により取得するものとする。

- 2 区長は、第8条の規定により入札参加業者として決定したものが、前項の規定による設計図書等の取得をしなかったことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(入札の方法)

- 第 11 条 工事受注希望型指名競争入札は、電子調達サービスにより行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事を電子入札案件としない場合は、郵送その他の方法により行うものとする。

(開札の立会い)

- 第 12 条 工事受注希望型指名競争入札の開札に当たっては、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 1 項の規定により職員を立ち合わせるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事を電子入札案件としない場合は、入札参加者のうち 2 者以上を立ち合わせるものとする。ただし、入札参加者が立ち会わない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 1 項の規定により職員を立ち合わせるものとする。

(入札結果)

- 第 13 条 工事受注希望型指名競争入札の落札者には、電子調達サービスにより、落札した旨を伝えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事を電子入札案件としない場合は、電話その他の方法により落札した旨を伝えるものとする。

(入札経過の公表)

- 第 14 条 工事受注希望型指名競争入札の経過については、契約管財課の窓口において、及び電子調達サービスにより公表を行うものとする。

(補則)

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、契約管財課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行の日以後に規則第 74 条第 1 項の規定による請求又は第 74 条の 2 の規定による依頼が行なわれた契約について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。